

I 琉球遺骨返還訴訟控訴審の第3回口頭弁論が開かれる(2月9日)

2月9日、琉球人遺骨返還請求訴訟控訴審の第3回口頭弁論が午後2時30分より、大阪高裁で開かれた。この日は、裁判所が京大博物館を現地調査するか否かを明らかにすると予想していた大きな山場だった。

法廷ではまず、原告の玉城毅さんが『意見陳述書』に基づいて陳述した。その後、弁護士が第3準備書面に基づいてその要旨を述べた。

(*玉城毅『意見陳述書』と『第3準備書面要旨陳述書』はIの最後に掲載)

これらの陳述が終わった午後2時49分、大島眞一裁判長が発言。「京大博物館に検証のため行きたいと思います。どのように保管しているのかを見たい」と。

さあ来た！裁判所が京大博物館に行きますと態度表明したのだ！法廷は歓声でどよめいた。「裁判長、行ってくれ！一緒に行こう！」との大きな発言が舞う。裁判長ではなく裁判所職員が「発言はやめてください！」と叫ぶ。「いかがですか？」との質問に対し京大側弁護士は、小声で「応じることはできません」と答えた。丹羽弁護団団長が「応じることができない理由は何ですか？今までは遺骨ではなく、遺骨を収納していると一方的に主張している写真のみを裁判所に提出してきたが、京大側の第1準備書面には『人骨の現状を知りたいというのであれば写真を提出する用意がある』と記載されてある。それなら現場を見ることを拒む必要はないのでは？」との趣旨の発言をしたが、京大側弁護士は「困ります」と言い、その後「持ち帰って検討します」と言い直した。そこで裁判長は「では、進行協議の場で話しましょう」とまとめて、午後3時01分にこの日の法廷は終了した。

進行協議の進展に左右されるので、次回の日程は決まらなかった。京大博物館への検証の実施の



2月3日講演会会場風景

有無にかかわらず、次回で結審となるのではとぼくは予測している。

なお、「琉球人遺骨返還請求訴訟を支える会・大阪」は、2月9日の第3回口頭弁論を前にした2月3日、PLP会館で「控訴審裁判勝利！琉球人遺骨返還をウチナンチュの課題に ヤマトンチュの課題に」を開いた。集会では、琉球人遺骨返還を求める奈良県会議共同代表の崎浜盛喜さんからの講演、丹羽弁護団団長からの報告を受け、2月9日の口頭弁論に向けての学習を深めた。

ところで、40年ほど前から知人である元NHKカメラマン・小山帥人さんが作成した『^{ふに}骨を還せ ^{まふい}魂を還せ』（英語版）が韓国国際短編映画祭でベストドキュメンタリー賞を受賞した。昨年2022年10月31日から開催される第7回世界のウチナンチュ大会に世界各国からウチナンチュが里帰りするので、それまでに英語版を完成させたいと彼は語っていた、その作品だ（第7回世界のウチナンチュ大会のレポートは『沖縄通信 第166号』2022年11月に掲載）。

受賞の理由は「優れたドキュメンタリー映画とは、人間味のあるもので、真実と正義のために存在し、その主題が深ければ深いほど社会的価値は大きくなる。それ故、この作品を選んだ。権力や植民地主義は珍しいものではない。不正義にあふれた世界だからこそ、映画人は立ち上がり、隠された問題を明るみにさらさねばならない」と述べている。さらにインド、シンガポールの国際映画祭においても受賞した。

アジア各国に琉球人遺骨問題への関心と共感が広がっている。日本は人権後進国であることがアジアにおいてもますます明らかになってきている。

■玉城毅『意見陳述書』

（*読み易く、理解が進むように原文を再構成してある）

私たちが訴訟を提起したのも祖先の遺骨が盗まれたことから始まりました。遺骨の収集が「違法か否か」の根本問題を審議しない一審判決は、司法の使命から、また一般常識からさえも外れています。このことが京都大学に保管権限があるとする主張を承認する結論を成立させています。

過去の植民地差別に目をつぶり、京都大学の意向に沿った判決を導く裁判官の思惑を顕しているのではないのでしょうか。

1929年1月26日付『琉球新報』で、京都大学は持ち帰った遺骨について「引取人が現れればいつでも京都から返還する」と言いました(注)。

私は第一尚氏貴族の子孫であり引取人です。百歩譲って直系の祭祀承継者でなくとも、一審判決の「前提事実」で明らかのように第一尚氏の子孫であり引取人の資格があります。その引取人である子孫が名乗りを上げたのですから、遺骨を元の場所に還すべきです。

京都大学は、争点2（所有権、返還請求権の有無）で「金関及び三宅は、当時

必要と考えられる手続きを経て人骨を収集した。したがって京都大学が遺骨を占有することについて正当な権限がある。」と主張しています。

しかしながら、争点4（京都大学による不法行為の成否）では「三宅も金関同様、関係機関の了承を得て人骨を採集したはずである。」に変更しました。裁判において「曖昧な証拠」でいいはずがありません。

京都大学に保管されている18体の遺骨は、金関が百按司墓から採集したのではなく三宅が持ち出したものであると同志社大学の板垣竜太郎教授が調査結果を発表しています。三宅が採集した遺骨を京都大学が所有、保管する権限はなく、さらに盗掘した遺骨の返還請求がなされている段階で、まだ占有権を主張することは盗掘の共犯となります。

日本人類学会は学術調査を継続するようとの「要望書」を京都大学に提出し



口頭弁論後の報告集会

ていますが、同学会は遺骨に対するいかなる権限も持っていません。一審判決は「原告と被告との間で解決できる問題ではなく、関係諸機関を交え、…協議することにより、解決に向けた環境整備が図られるべき」と述べています。裁判官は争いの一方の当事者である京都大学に協議するよう促すべきです。裁判所は争いを解決する場所でもあるのですから。

私たち琉球民族の信仰にとって遺骨がお墓の中にあるのは当たり前で、先祖に祈りを捧げるには遺骨が欠かせません。

ご先祖が保管庫に閉じ込められ、研究材料にされるのは、盗まれた遺骨の子孫として耐えられない屈辱です。例えば、裁判官のみなさんのお墓から遺骨が盗まれて、お墓の中には欠片しか残っていないとしたら平気でいられますか。

今日では百按司墓を琉球各地の琉球人が重要な場所と位置付けて、15世紀頃のお墓はすべての琉球人祖先のお墓だと思います。すべての琉球人が怒り悲しんでいます。

遺骨の採集が「適法か否か」の論点をまったく無視し、一審判決を出したのは驚きです。一般常識を持ち合わせていないのでしょうか。理想社会を創り上げるといふ考えは持ち合わせていないのでしょうか。

裁判官は国の行く末を決定する権利を授けられ、「一個」の人間として正義の決定を任されているのです。

裁判所におかれては、琉球民族のご遺骨を元の場所に返還し、民族的少数者であり先住民族の権利を保護し、民主的で思いやりのある国と社会にしていきたい。

(注)『琉球新報』の記事

京都帝国大学は「この骸骨のうちには市町村の了解を得て無縁塚から救い上げられた無縁佛も居り、引取人があれば、何時でも京都から『御返り遊ばす』様な仕掛けになってゐる。」と述べた。

■弁護団提出の『第3準備書面要旨陳述書』

(※裁判特有の専門用語ではなく、日常使用している用語に意識した)

第1 先住民族の遺骨返還請求権の具体的権利性

1 先住民族の権利の基盤たる自己決定権

自由権規約、先住民族権利宣言をはじめとする国際人権条約に、遺骨返還請求権をふくむ様々な先住民族の権利が保障されていることは、繰り返し主張してきたとおりである。自由権規約は、その冒頭に、「第1条 すべての人民は自決の権利を有する。」として、先住民族に限らずすべての人々の自己決定権の保障を掲げている。この自己決定権は、先住民族の権利の本質であり、様々な権利の根源であると言われている。先住民族は、植民地主義の下、「自らの運命は自らが決する」という選択を奪われ続けてきた存在だからである。

自由権規約には、27条でマイノリティの権利として、自己の文化を享有する権利、自己の宗教を信仰しかつ実践する権利、自己の言語を使用する権利が具体的権利として保障されている。

その後、先住民族の権利に関する国際的なコンセンサスが積み重ねられ、その集大成として、2007年、先住民族権利宣言（UNDRIP）の採択に至り、12条1項に「遺体及び遺骨の返還に対する権利」が保障された。

2 先住民族の遺骨返還請求権

盗まれた物が返還されるべきであるが、植民地主義を背景に略奪された先住民族の遺骨、文化財の返還は不正義による被害回復、植民地主義の清算の意味も持つ。

国際的には、奪われた遺骨は返還される潮流にあり、京都大学はその流れから大きく外れている。先祖の遺骨を誰がどこでどのように保管するのか、するとしてもどのような形で研究に供するのか、これらはすべて先住民族が自らのこととして自ら決定すべき事項であり、先住民族のインフォームド・コンセントを前提とすることは、現在では研究者の世界での常識である。

3 先住民族の権利宣言の国際法上の効力

先住民族の遺骨返還請求権を保障した先住民族権利宣言について、一審判決は具体的な権利を付与するものではないと判断した。その判断の理由は示されていない。確かに国際人権法は、法的拘束力のない「宣言」の採択に始まり、法的拘束力を有する「条約」の採択、発効へと進むことが多い。例えば1948年に採択された世界人権宣言は法的拘束力を持たない「宣言」であったが、これに法的拘束力を持たせるべく採択されたのが自由権規約である。日本で国内法と同じ効力を持つことは争いがなく、締約国は条約上の権利保障を国内実施する義務を負い、条約の実施機関である自由権規約委員会による履行状況の監督に服することとなる。

先住民族権利宣言は「宣言」でありながら、宣言の実効性のフォローアップに関する規定が置かれ、2007年の採択後、「条約」化されることなく、先住民族の権利特別報告者、「先住民族問題に関する常設フォーラム」「先住民族の権利専門家機構」などによる監視のシステム、つまり国家を拘束するシステムができています。先住民族の権利宣言は「宣言」でありながら法的拘束力を有する一例である。

第2 自由権規約委員会による繰り返しの勧告

自由権規約に保障された人権の各国での保障状況を各国に委ねるのではなく、国際的に監視していくため、自由権規約委員会は定期的に政府報告書審査をおこなっている。各締約国から人権保障状況についての報告書を提出させ、各市民団体からの情報を募り、国連欧州本部で審査を開き、最終所見、勧告を出すというものである。

2008年の第5回政府報告書審査において、自由権規約委員会は琉球民族の権利が保護されていないことに懸念を示し、琉球民族を公式に先住民族として認め、その継承文化や伝統的生活様式を保護、保存、促進する措置を講じ



大阪同時アクションを報じる『沖縄タイムス』

るよう、日本政府に勧告した。

さらに2014年8月の第6回報告書審査では、琉球・沖縄に対する認知の欠如への懸念が示され、琉球・沖縄の人びとに影響を及ぼす政策につき琉球・沖縄の人びとが自由かつ事前に情報を与えられた上で参画する権利を尊重するよう勧告した。

2022年10月の第7回報告書審査では、琉球コミュニティが彼らに影響を与える意思決定過程への参加の自由が保障されているかとの質問がなされ、第6回と同様、琉球の人びとの政策決定への関与の権利（自己決定権）が十分に保障されるようにとの勧告が繰り返された(注)。

(注)第7回報告書審査に基づく勧告書

43. 締約国は、アイヌ、琉球その他の沖縄の共同体の伝統的土地および天然資源に対する権利を完全に保証し、彼らに影響を与えるあらゆる政策に自由かつ事前に情報を与えられた上で参加する彼らの権利を確実に尊重し、可能な限り彼らの子どもたちに彼らの母語による教育を促進するためのさらなる措置をとるべきである。

第3 まとめ

自らの祖先の遺骨をどこでどのように祭祀するかは、先住民族たる原告らが自ら決めることであり、先住民族の意思に反して京都大学が決定することではない。日本国は琉球民族の自己決定権を保障し、その侵害を救済する義務を負っている。裁判所はそのような義務を負う国家機関の一部として、国際社会に恥ずかしくない判断を示されたい。

Ⅱ 島々を戦場にするな！沖縄を平和発信の場に！緊張集会(2月26日) 同時アクションで大阪から沖縄に呼応する

2月26日、沖縄で「島々を戦場にするな！沖縄を平和発信の場に！緊急集会」が県民広場で開かれ、久しぶりの対面集会に1,600人が参加した。大阪では、この行動に呼応して、「Stop！辺野古新基地建設！大阪アクション」が同時アクションを開いた。全国でのすべての状況は把握していないが、沖縄に呼応する取り



2月26日 筆者が司会を務めた

組みをおこなったのは大阪のみだったようで、『沖縄タイムス』は大きく報道した。

以下は、沖縄の緊急集会で採択された決議文である。

私たち沖縄県民は平和を愛する民です。私たち沖縄県民は「命どう宝」を大切にしてきました。人を殺すこともまた殺されることも望みません。私の命も隣の人の命もどれも同じように大切です。私たちは全ての戦争を拒否します。ミリタリーパワーよりピースパワーを掲げていきましょう。沖縄から生まれたこの理念を世界の仲間たちにも掲げていきましょう。

私たち沖縄県民は文化を愛し、文化を育んできました。文化は国境を超えます。三線の音色は人と人とを結びつけてくれます。ミサイルではなく、文化のリボンを飛ばしましょう。

今日ここに、私たちは戦争をしない、戦争をさせないという共通の想いで集いました。私たちの願いは一つです。これからの子どもたちのためにも、戦争のない平和な世界を残すことです。

しかしそれとは裏腹に、政府は軍備の増強に走り、日本国憲法の平和理念にも反する安保関連3文書という軍事大国化計画を国民への十分な説明もないまま、勝手に閣議決定しました。私たちはそのことを許すことができません。更には軍備増強のために増税をするとまで言い出しています。私たちはそれを認めません。断固反対の意思をあらためて表明します。政府は対外的軍事緊張をもたらすミサイル配備をやめて、対話による外交の充実・強化こそを図るべきです。78年前の無謀な国策によって地獄の沖縄戦を強いられた私たち沖縄県民は、政府に対して二度と戦争を引き起こしてはならないことを強く求めます。

他方、全国の自治体においても独自の自治体交流を通して隣国中国と平和交流の強化を図るよう要請します。現在全国の自治体においては、47都道府県を



大阪都心をデモ行進

はじめ332の市町村が中国の省や市町村と友好都市提携などを交わしています。東京都は北京市と大阪府や横浜市が上海市とそれぞれ提携しています。沖縄においては沖縄県が福建省と、那覇市は福州市と提携しているほか、浦添

市は泉州市、宜野湾市はアモイ市、南城市は江陰市と県内では5つの自治体が友好都市提携を交わしています。

1978年に締結された日中平和友好条約をふまえ、更に多くの自治体が中国と経済や文化、芸能、スポーツなど多方面で交流を推進することが軍事拡大を図るより効果的な抑止力、平和をつくり出す力になると確信します。私たちは全国の自治体が更に中国各地と交流を深め平和友好の絆を強めて、日中間に漂う暗雲を吹き払い関係改善を果たすよう要請します。

以上、決議します。